

○湖北環境衛生組合市民等からの面談要請に対する職員対応規程

〔令和元年12月1日〕
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員に対し、市民等から面談等の要請があった場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する職員をいう。
- (2) 面談等 職員が市民等と直接対面して相談を受け、又は協議等を行うこと。
- (3) 市民等 住民その他の個人又は団体をいう。

(対応場所等)

第3条 職員は、面談等を要請する市民等(以下「要求者」という。)と面談等するときは、施設内等で面談等するものとし、正当な理由なく要求者の求める場所では行わないものとする。

- 2 要求者と面談等をする場合は、対応する適切な日時及び時間を指定し、要求者にあらかじめ伝えるものとする。
- 3 要求者と面談等をする場合は、複数の職員で面談等するものとする。
- 4 職員は、要求者の住所、氏名、連絡先及び具体的な面談等の内容を事前に確認するものとする。
- 5 職員は、要求者との会話の内容を筆記又は録音機器により記録するものとする。ただし、録音機器を使用する場合は、要求者に録音機器を使用することをあらかじめ伝えるものとする。

(禁止行為)

第4条 職員は、要求者から面談等に係る文書、資料等の作成を求められた場合で、それが合理的な理由に基づくことが明確でないときは、これに応じないものとする。書類への署名又は押印等を求められた場合も、同様とする。

- 2 職員が要求者から回答等を求められた場合は、質問、照会等の趣旨を十分に確認し、必要に応じ決裁等の手続を行った上で対応するものとする。

(関係機関との連携)

第5条 職員は、要求者の行為が湖北環境衛生組合不当要求行為等対策要綱(令和元年告示第17号。以下「要綱」という。)第2条に規定する不当要求行為等に該当するときは、要綱第7条の規定による措置をしなければならない。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。